

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

## 告 示

静岡市告示第319号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

静岡市長 難 波 喬 司

### 記

#### 区域 1

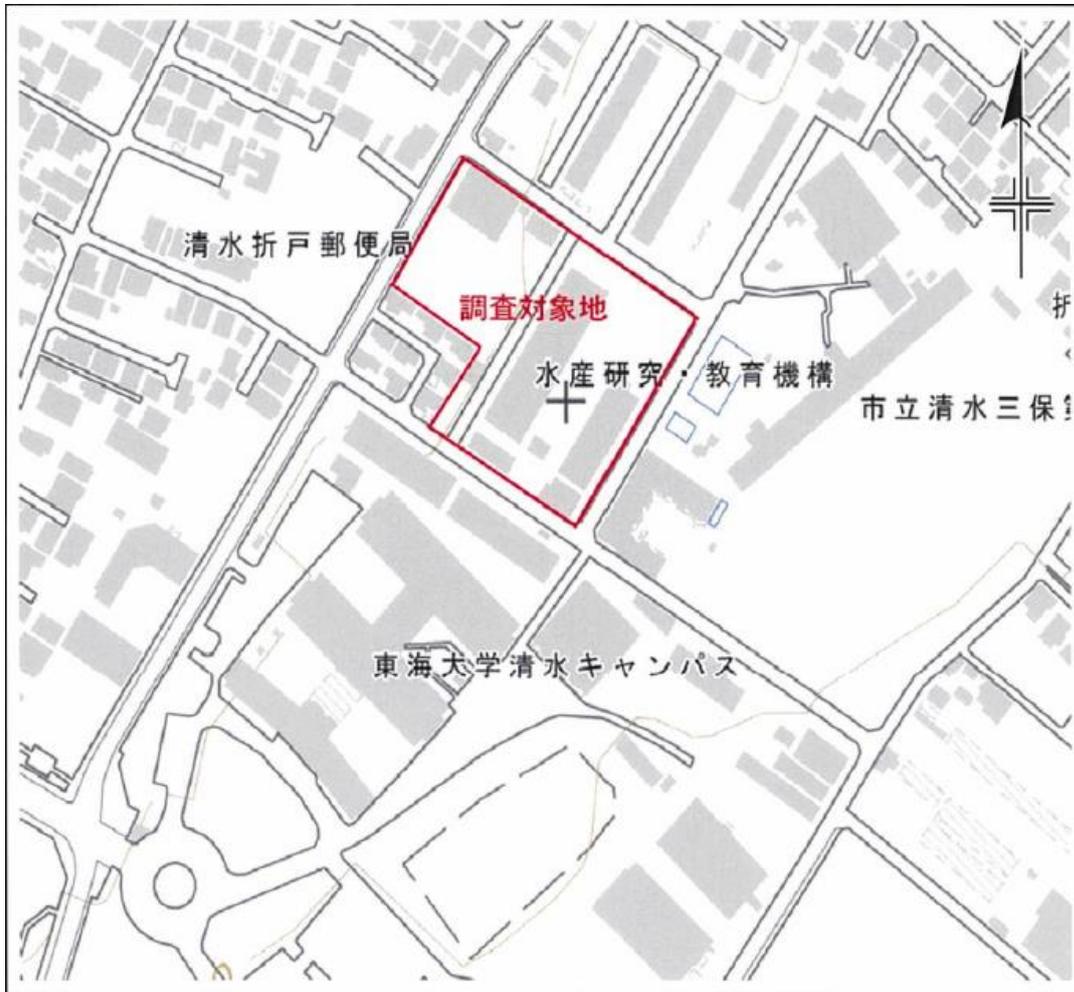
- 形質変更時要届出区域（別図のとおり）  
静岡市清水区折戸五丁目602番1の一部（別図のとおり）
- 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

#### 区域 2

- 形質変更時要届出区域（別図のとおり）  
静岡市清水区折戸五丁目602番1及び602番3のそれぞれの一部（別図のとおり）
- 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

別図

【周辺地図】



静岡市清水区折戸五丁目7番1号の一部（住所表示）

静岡市清水区折戸五丁目602番1及び602番3のそれぞれの一部（地番表示）

【平面図】

